

大和市告示第112号

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月7日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱（令和3年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した」を「次のいずれかの」に改め、「あつて、」の次に「令和4年3月31日において」を加え、「令和4年4月1日」を「同年4月1日」に改め、同号に次のように加える。

ア 平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童

イ 平成19年4月2日以後に出生した児童（当該養育者の令和3年の法附則第2条第1項に規定する所得が、同項に規定する政令で定める額以上であるものに限る。）

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。